

監 査 報 告 書

平成 27 年 5 月 22 日

学 校 法 人 淳 心 学 院

理事長 アンтониオ マルゴット 殿

監事

山家 敬信 

監事

澤口 恒 

私たちは、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、平成26年度
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)における学校法人
淳心学院の業務及び財産の状況を監査の結果、いずれも不正の行為または
法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

以上